

条例に盛り込むべき内容

(1) 条例制定の趣旨（前文）

市として、子どもにとって大切な権利の基本理念となる①子どもについての考え方（子ども観）を明らかにし、②子どもを取り巻くすべての人・団体（市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者）のかかわり方を示し、それぞれの担う役割を明確にし、主体的に取り組む、相互に協力することが大切であると考えます。

こうしたことを踏まえ、③名古屋市の意思表示として、条例に対する決意を宣言し、市民全体の意識を共有する必要があります。

①子どもについての考え方（子ども観）

- ・子どもは、生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによってこそ、自分や他の人の命の尊さを知ることができる。
- ・子どもは、自分らしく生き、その個性や意見を尊重されることで、他の人の個性や意見も尊重することを知ることができる。
- ・子どもは、さまざまな人や自然、社会や文化との適切なかかわりの中で育ち、学ぶことにより、社会の一員として自立する力を身につけ、未来を担っていく存在になる。
- ・子どもは、言葉の未熟さや社会経験の不足からくる考えの未熟さがあっても、物事を考え、意見を言う力を持っている。

②子どもを取り巻くすべての人・団体（市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者）のかかわり方

- ・子どもを取り巻くすべての人・団体は、子どもの権利の視点に立ち、子どもとともに、常に子どもにとって最善の方法は何かを考え、子どもの育ちやその家庭を支えていく必要がある。
- ・すべての人・団体は、それぞれの役割及び責務を明確にし、自主的かつ主体的に取り組み相互の連携及び協働に努める。

③市の意思表示

子どもの権利を保障し、子どもを社会全体で支援し、子どもに思いやりのあるやさしいまちづくりを進めることを宣言する。